

熊本県公報

号外 第 3 号
平成 20 年 3 月 6 日 (木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県あかねの里設置条例施行規則の一部を改正する規則……………(障害者支援総室) 1
 - 熊本県知的障害者授産施設規則の一部を改正する規則……………(") 2
- 登 載 依 頼**
- 「熊本県警察の交番・駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域」の一部改正……………(警察本部地域課) 2

規 則

熊本県あかねの里設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 2 号

熊本県あかねの里設置条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県あかねの里設置条例施行規則(平成 6 年熊本県規則第 5 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条の表を次のように改める。

施設	定員	利用期間
熊本県あかね荘	50 人	障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 23 条に規定する期間内
熊本県あかねホーム	10 人	1 年。ただし、知事が特に必要と認めるときは、1 年を超えない範囲で利用期間を延長することができる。
熊本県あかねワークセンター	30 人	障害者自立支援法第 23 条に規定する期間内

第 3 条の見出しを「(あかねホームの利用の許可の申請)」に改め、同条第 1 項中「利用許可」を「あかねホームの利用許可」に改め、同条第 2 項中「精神保健又は精神障害者」を「障害者」に改める。

第 4 条の見出しを「(あかねホームの利用手続)」に改め、同条中「利用許可」を「あかねホームの利用許可」に改め、「(以下「利用者」という。)」を削る。

第 5 条の見出しを「(あかねホームの使用料)」に改め、同条第 1 項中「熊本県あかね荘及び熊本県あかねホーム」を「熊本県あかねホーム(以下「あかねホーム」という。)」に改め、同条第 2 項中「あかねの里」を「あかねホーム」に改める。

第 7 条中「第 13 条」を「第 14 条」に、「第 14 条」を「第 15 条」に、「利用者による損害」を「利用者(第 2 条に掲げる施設を利用する者をいう。以下同じ。)による損害」に改める。

第 8 条中「熊本県あかねホーム」を「障害者自立支援法第 29 条第 1 項に規定する特定費用及びあかねホーム」に、「電気、ガス等の使用料」を「電気料金、ガス料金等の実費」に改める。

第 12 条中「熊本県あかねホームの利用者」を「あかねホームの利用許可を受けた者」に改める。

第 13 条中「及び別記第 2 号様式」を削り、「熊本県知事」とあるのは「指定管理者」との次に「、別記第 2 号様式中「熊本県知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料」と」を加える。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式(第 3 条、第 13 条関係)

利 用 許 可 申 請 書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所 〒 —
 氏名 ()
 TEL () —
 生年月日 年 月 日
 性別 男・女

保護者 住所 〒 —
 氏名 () —
 TEL () —
 利用者との続柄

熊本県あかねホームを利用したいので、医師の意見書を添えて申請します。

別記第 2 号様式中「(1 熊本県あかね荘 2 熊本県あかねホーム 3 熊本県あかねワークセンター)」を「熊本県あかねホーム」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県知的障害者授産施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 3 号

熊本県知的障害者授産施設規則の一部を改正する規則

熊本県知的障害者授産施設規則（昭和 62 年熊本県規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本こすもす園設置条例施行規則

第 1 条中「熊本県知的障害者授産施設条例」を「熊本こすもす園設置条例」に、「熊本県知的障害者授産施設（以下「授産施設」を「熊本こすもす園（以下「こすもす園」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（定数）

第 2 条 こすもす園を利用し、訓練を受ける者の定数は、次のとおりとする。

- （1）就労移行支援 6 人
- （2）就労継続支援 14 人
- （3）知的障害者授産施設支援 40 人

第 3 条中「授産施設」を「こすもす園」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

登載依頼

熊本県公安委員会告示第 5 号

平成 6 年 10 月 28 日熊本県公安委員会告示第 12 号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成 20 年 3 月 6 日から施行する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

1 の表熊本南警察署小島駐在所の項を次のように改める。

小島駐在所	同 小島五丁目	熊本市小島一丁目、小島二丁目、小島三丁目、小島四丁目、 小島五丁目、小島六丁目、小島七丁目、小島八丁目、小島 九丁目、小島上町、小島下町
-------	------------	--